

令和6年8月19日

海事局総務課

## 求む！海技のエキスパート

～海技試験官を募集 あなたの海技士スキルが必要です～

国土交通省は、海に関係する国家資格の試験事務を担う「海技試験官」を公募します。

海技試験官は、国土交通省の職員として、国際条約及び国内法規に基づき、船員の知識及び技能を審査する重要な職責を担っており、我が国の優れた船員の能力を維持するとともに、海上交通の安全に貢献しています。

海技試験官の主な業務は、船舶職員として乗船するための海技士試験や水先案内人として業務を行うための水先人試験の執行であり、試験問題の作成、筆記・口述試験の実施、受験者の能力評価、国家資格取得の適否の判定を行います。これまで海技士として培った経験が生かせるやりがいのある職務です。

募集の概要は以下のとおりです。（詳細については、別添募集要項をご参照下さい。）

**令和7年4月1日採用(採用時期は応相談)**

必要な資格：以下の①及び②の条件を満たすこと。

- ①一級海技士(航海)又は一級海技士(機関)
- ②大学、高等専門学校、水産大学校、海上保安大学校又は海技大学校の三級海技士第一種養成課程(限定あり)を卒業・修了した者

採用予定者数：航海系、機関係 若干名

配属先：国土交通省地方運輸局等及び内閣府沖縄総合事務局(全国異動)

選考方法：書類選考及び面接試験(書類選考で選ばれた人のみ。)



問い合わせ先 海事局総務課海技試験官 富永、吉田  
TEL：03(5253)-8111 (内線45-412、45-411)  
03(5253)-8657 (直通)

## 令和7年度 海技試験官の募集（募集要項）

令和6年8月19日

1. 職種：海技試験官(国土交通技官)
  2. 職務の内容：海技士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための(英語による)試験及び水先人試験等に関する業務
  3. 配属先：国土交通省地方運輸局等及び内閣府沖縄総合事務局（全国異動）
  4. 給与、各種手当等：一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定する。
  5. 応募資格：以下の条件の全てを満たすこと。
    - (1) 以下の学校(三級海技士第一種養成施設)を卒業し、その課程を修了した者
      - ① 大学
      - ② 高等専門学校
      - ③ 水産大学校
      - ④ 海上保安大学校
      - ⑤ 海技大学校(ただし、海上技術コースの航海専攻、機関専攻、航海専修及び機関専修に限る。)
    - (2) 以下の条件の一つに該当する者
      - ① 一級海技士(航海)又は一級海技士(機関)の免許を受けた後、沿海、近海又は遠洋区域を航行する船舶の乗船履歴を2年以上有する者
      - ② 沿海、近海又は遠洋区域を航行する船舶の乗船履歴を7年以上有する者で、一級海技士(航海)又は一級海技士(機関)の免許を受けている者
      - ③ 一級海技士(航海)又は一級海技士(機関)の免許を受けた後、次に掲げる職の一つ又は二つ以上の経歴を有し、その年数が通算5年以上である者
        - ア 職務の級が行政職俸給表による4級以上又は職務の級が専門行政職俸給表による3級以上の船舶及び船員に関する職務を行う者
        - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法で定める教育機関で、船舶の運航に関する学科の教育に従事する者
  - ※ ①②の乗船履歴には、以下の陸上業務の一つ又は二つ以上の経歴を乗船履歴と同等とみなし、通算で1年を超えない範囲で算入しても良い。
    - ア 船体・設備の維持、機関の運転・整備、船舶の運航、荷役又は貨物の輸送に関して船員を監督し又はサポートする業務。
    - イ 船舶の運航スケジュールを策定し、荷役を統括する職務であり、且つ、船舶の運航、荷役及び貨物の輸送に関して船員を指導し又はサポートする業務。
    - ウ 気象・海象の影響、テロ・政情不安その他の要因による海難事故の防止及び海洋環境保全のため、様々な情報を得て船員をサポートする業務。
    - エ 船員の能力の維持・向上を目的とした教育・訓練の管理をする業務。
6. 採用予定数：航海系及び機関係 若干名
7. 採用予定日：令和7年4月1日

8. 応募方法：以下の書類を郵送すること。（電子メールによる送信又は直接持参も可）

- (1) 履歴書1通(JIS規格様式、写真貼付、電話番号、メールアドレスを明記)
- (2) 海技免状の写し
- (3) 乗船履歴(船名、職名、乗船及び下船日を明記)
- (4) 志望理由書(A4 1枚程度・様式適宜)

※ 締切日：令和6年10月31日(必着)

9. 書類提出先：国土交通省海事局総務課 次席海技試験官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電子メール送信先アドレス：tominaga-t55ef@mlit.go.jp

※電子メールによる場合、受信後は情報セキュリティポリシーに沿った運用を行うが、送信については責を負いません。

10. 問い合わせ先：03-5253-8111(内線45-412)

11. 選考方法：

- (1) 書類選考(合格者には11月初旬に電話又は電子メールにて連絡)
- (2) 面接試験(書類選考合格者のみ)

① 試験日：令和6年11月中(書類選考合格者と調整)

② 試験会場：国土交通省海事局(東京・霞ヶ関)又はWEB面接(TEAMS会議ツール使用)

③ 必要書類：原則として面接試験の際に提出すること。(WEB面接の場合は郵送)

ア 学歴に係る卒業証明書

イ 在職した会社(公務員を含む。以下同じ)発行の乗船履歴を記載した在職証明書  
(在職した会社ごとに必要)

ウ 身体検査証明書(検査後6ヶ月以内のもの。内容は船員手帳の身体検査欄(船員手帳第十四表、第十五表)の写し又は準ずるもので可)

12. 勤務条件：

- (1) 基本給に当たる俸給については、専門行政職俸給表が適用される。
- (2) 週休2日制、年20日の年次休暇のほか、特別休暇、病気休暇の制度が整備されている。

13. その他：

- (1) 履歴書等は、合否の如何を問わずお返しできませんので、予めご了承願います。
- (2) 応募の秘密については、厳守します。
- (3) 採用時期については、相談に応じます。
- (4) 次のいずれかに該当する者は応募できません。
  - ① 日本の国籍を有しない者
  - ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

以上